

平成27年第4回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成27年9月11日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 高取正人君 | 6番 | 椿一春君 |
| 2番 | 笹川修一君 | 8番 | 熊倉正治君 |
| 4番 | 皆川忠志君 | 13番 | 泉田壽一君 |
| 5番 | 今井幸代君 | | |
- 4 欠席委員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|-------|--------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 地域整備課長 | 土田 覚 |
| 副町長 | 小日向 至 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
| 総務課長 | 今井 薫 | | |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 中野幸作 |
| 書記 | 渡辺真夜子 |
- 7 傍聴人
三條新聞社
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第43号 田上終末処理場汚泥処理施設機械設備（その1）改築更新工事請負契約について
- 議案第44号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中
第1表 歳 入
第1表 歳出の内
- | | |
|----|-----------------|
| 2款 | 総務費（1項1目・7目、5項） |
| 7款 | 商工費 |
| 8款 | 土木費 |
| 9款 | 消防費 |

第2表 地方債補正

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（熊倉正治君） おはようございます。ちょっと定刻より早うございますが、皆さんお集まりでございますので、これから総務産経常任委員会付託案件の審査に入りたいと思います。

きのうは、皆さんご承知のとおり茨城県の常総市がものすごい水害に遭われているようで、本当にお見舞いを申し上げたいと思いますが、あれを見る限りではなかなか水の勢いが速くって、情報も錯綜していて、なかなか被害の全容がつかめていないというようなふうに感じましたし、行方不明も9名とか12名とかいろいろ言われているようでありまして、一刻も早い生活再建とか復旧復興を祈りたいというふうに思います。

それと、今日は9.11ということで、2001年の同時多発テロという日でもございます。忘れてはならないテロの行為であったかと思いますが、そんな日でもあったということで頭の中にとめておきたいなというふうに思っています。

では、今日は2案件の審査でございますが、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

なお、三條新聞社のほうから傍聴の申し出がありますので、許可してございます。以上でございます。

では、町長のほうからご挨拶お願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 改めましておはようございます。

今ほど委員長さんのほうから今回の災害の話やら9.11の話ありましたが、実は私ももしばらく田上町でも水害の災害はないので、そろそろかなんていう話を実はしていた矢先でありました。幸い田上町には影響なくて、ほっとしているところではありますが、まさに忘れたところに災害というのはやってくると言われてるように、万全の対策をしておかなければいけないというふうに思っておるところであります。

災害ではありませんが、きのう実は笹川委員のちょうど真ん前の廃屋になっているところの残った小屋のところの不審火だということでございました。笹川委員からも状況を伺ってきたのですが、町としては実は先般、去年だったでしょうか、今年でしたか、各区長さんに空き家の状況については44件という報告受けておって、

その対応だけではちょっとよくないということで、もう少し詳しく調査しようということで、実は業者に見積もりをとってもらったところが、調査するだけで一番安いので290万円、それからもうちょっと手を入れると三百何十万円、もう少し詳しくですと1,000万円もかかると、こういうような実は町民課のほうで調査しておって、笹川議員からご指摘があった以降、いずれにいたしましてももう一回空き家調査をしっかりとしようという矢先でございました。火災現場のほうは、全く廃屋だった隅っこのほうに残った小屋のところがまさに不審火というのでありましたけれども、いずれにいたしましても私有財産でありますので、どこまで手を入れることができるかというようなことも含めまして、町として再度早急にといいましようか、担当課を中心にして検討していきたいなと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

今日は、本会議で付託いたしました懸案のこの終末処理場の第1期といいましようか、改築工事の請負契約についてと、あとは一般会計の補正予算でございますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。

それでは、早速審査に入りたいと思いますが、最初にでは議案第43号について説明をお願いをしたいと思います。

総務課長（今井 薫君） おはようございます。

それでは、議案の3ページをお開きいただきたいと思います。議案第43号ということで、田上終末処理場汚泥処理施設機械設備（その1）改築更新工事請負契約についてでございます。これにつきましては、町の条例がございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というのがございまして、その中で2条の中で、議会の議決に付すべき契約ということで、ここに書いてあるとおり自治法の96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約だということで、予定価格が、町長が決める予定価格です。この予定価格が5,000万円以上の工事または製造の請負とするというふうに決まっております。このたび参考ということで入札の調書がついているかと思っておりますので、そちらのほうを見ながら説明をさせていただきたいと思っております。

契約の目的、それから契約の方法、それから契約金額、契約の相手方ということで、議案のほうに載っているとおりでございます。契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。これにつきましては、入札調書のほうで書い

てあるとおり、企業体が1つ、それからその他5業者を合わせた指名競争入札を行ったものでございます。8月25日に入札を行いました。それで、請負金額のほうが、議案のほうでは1億6,416万円となっております。それで、入札調書のほうでは、これは税抜き金額となっております。1回目の入札で昱工業・中越大栄特定共同企業体が予定価格に達しておりまして、全体も予定価格に達している部分でございますけれども、しかもその中でもまた安い部分でございまして、そこに書いてあるとおり1億5,200万円が入札をされたという部分で、落札者と決定したわけでございます。現在仮契約中でございます。それから、この議会の議決を得て、本契約というふうな形になっていきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 説明終わりました。質疑のある方はどうぞ。

6番（椿 一春君） 下水道工事再開されるということですが、もう一度この機械工事その1、これからそういったこの先のその2とかの概要について、もう一度確認したいので、説明願います。

総務課長（今井 薫君） 再確認という意味でしょうか。中身の。

（はいの声あり）

総務課長（今井 薫君） では、私のほうから答えられない部分がありますので、担当課長のほうからお願いしたいと思いますが。

地域整備課長（土田 覚君） 再確認ということでございますので、まちづくり財政計画にお示ししているとおりで動いてございます。平成26年から平成30年までの予定で田上終末処理場の機械設備や電気設備を更新するものでございます。総額は、まちづくり財政計画でお示ししているとおりで、約12億円ほどかかる更新工事になります。その内訳でございますが、国費が約10分の5.5、残りが起債ということになることとなりますので、よろしく願いします。

なお、本年度の予定でございますが、田上終末処理場の汚泥処理施設機械設備（その1）工事と電気設備をあわせて発注するものでございます。

なお、本年度はまちづくり財政計画は3億円の予定をしておいたわけですが、残念ながら町長のほうでもお話ししたとおりで国の採択率が60%の内示でございましたので、それにあわせて機械設備を発注したところでございます。したがって、では残りの40%はどうなるかということになりますと、翌年度以降に回していくとか、そういう部分になっていこうかと思っておりますし、また今年の12月には補正予算が組まれば、それらを要望していくという形になろうかと思っております。

なお、機器の内容でございますが、長くなりますが、汚泥関係の今回のご提案の内容でございますが、汚泥貯留攪拌ブロワ1台、濃縮汚泥引き抜きポンプ2台、汚泥供給ポンプ1台、汚泥脱水機1台、ケーキ搬出コンベヤー1基、ケーキ貯留ホッパー1基、高分子溶解槽1基、高分子注入ポンプ1台の全容でございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

総務産経常任副委員長（高取正人君） 新人議員なもので、よくわからないので、確認させていただきたいのですが、減価償却という考えがありますので、予防保全、あらかじめ壊れる前に更新をするということもあるのですが、導入されてからこれ何年ぐらいたっている設備でしょうか。

現在容量が半分ぐらしか使われていないということなのですが、365日24時間使われるものですので、稼働時間法の減価償却という形でやった場合に、それがきちんとされているものか。一般企業、中小企業ですと減価償却が終わった設備というのは、それを動かすことによって、それがそっくり利益になるものですから、なかなか更新されずに、償却期間の倍とか3倍ぐら使われるということがありますので、その辺をちょっと質問したいと思います。

地域整備課長（土田 覚君） 当田上終末処理場につきましては、昭和63年に供用してございます。したがって、63年に1期工事、平成7年に2期ということで、今回更新する部分につきましては1期工事の昭和63年に供用を開始された機器類でございます。したがって、年数で言えば二十……30年近間……

（27年の声あり）

地域整備課長（土田 覚君） 28年か。

（27年か8年の声あり）

地域整備課長（土田 覚君） そのぐらいたっているということで、なお機器の更新の絡みでございますが、耐用年数上は機械電気は15年というふうに耐用年数上はなっております。したがって、それらがもうちょっと10年ぐらいいっぱい使っているというものを今回更新するということでございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

4番（皆川忠志君） では、先ほどの話で聞かせてもらいたいのですけれども、年度当初予算で3億340万円という予定で当初予算組んだと思うのですけれども、今回1億6,400万円ということで今話があって、あとの残りは公金、補助金の関係もあるとい

うことで、延びる可能性あるということなのですから、当初示した平成26年から30年のこの計画自体にも何か影響というか、そういうのはありますか。この間の5年間の……5年間ですよね。これの計画自体にも影響を及ぼすような事態に今年度のこういう見込みからいくとなり得るとということなのではないでしょうか。

地域整備課長（土田 覚君） 皆川委員のおっしゃるとおりでございます。今年度まちづくり計画上も当初予算上も3億円の予算組みをしておいて、要望もしていたのですが、国の内示が60%ですから、40%できないわけですから、その分が次年度に送られていくということでございますから、当初の30年の予定がやはり影響が出て延びていくようになります。

また、でも国の大型の補正予算がついたりすると、要望いたしますから、間に合うかもしれないのですが、今のところは国の内示が60%でございましたので、したがって3月末には今後何もなければ予算を歳入歳出4割分を落とさせていただくという形になろうかと思っております。

なお、町長、道路整備協会の会長さんですが、やっぱり国交省に要望というのはもう採択の倍ぐらい要望があるそうです。したがって、どんどん、どんどんやはり要望が切られていくという、言葉はちょっと悪いのですが、いろんなところに配分されるわけですから、そういう意味も含めて、今回の下水道事業のこの機器の更新については6割の内示だったということをご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

4番（皆川忠志君） 今ほどの各自治体からの要求というのは恐らくたくさんあると思うのです。その中から優先順位をつけて、どれからという話になろうかと思うのですが、ここの先ほど言った5年間で12億円、これのまちづくりの財政計画全般に影響を及ぼすような事態になるのでしょうか。この年度がいわゆるずれてきますよね。ずれてくるとというのが、そこは決断をするかどうかはわかりません。先ほど途中で金がついたらするということは多々あると思うのです。ただ、今の段階では考え方とすれば12億円のこの5年間の考え方に、これはもう変わらないのかどうか。というのは、私らこれからいろんな事業の償還年度を全部見なければいけないので、そういう面から考え方をちょっと教えてもらいたい。

地域整備課長（土田 覚君） おっしゃるとおりで、総額は変わらないということで、事業全体では変わらないというふうにご理解ください。ただ、実施設計をして、今年度工事を発注していくわけですから、多少のゆがみというか、差異は出てくると思

いますが、5年間での総額というのはまちづくり財政計画でお示ししているとおりでございますので、総体は変わりません。期間が長くなったりというのはあるかもしれませんが、そういうことでご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） いいですか。ほかにありますか。

なければ、議案第43号の質疑を終わりたいと思ひます。

続きまして、では議案第44号について、歳入からでは順次説明をお願いをしたいと思います。

総務課長（今井 薫君） それでは、議案の4ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第44号でございます。平成27年度田上町一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,449万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,068万円とするものでございます。

それでは、歳入のほうからご説明申し上げます。11ページからになります。よろしいでしょうか。15款県支出金、2項の県補助金でございます。6目の教育費県補助金の関係で、補正額9万5,000円でございます。説明欄にも書いてございますけれども、キャリア教育の関係で、当初は補助がないというふうに説明があったのですが、4分の1補助がついた部分での補正でございます。

続きまして、3項の委託金、1目の総務費委託金で1万9,000円でございます。これにつきましては、説明欄に書いてあるとおり、経済センサスと、それから統計調査員の確保対策事業ということで、県からの交付決定によるものでございます。

それから、18款繰入金ということで、1項特別会計繰入金、3目の介護保険特別会計繰入金ということで648万2,000円でございます。説明欄にも書いてありますけれども、介護保険特別会計への繰入金ということで、これは平成26年度の精算分でございます。

それから、19款繰越金の関係で214万7,000円でございます。

それから、ページが12ページに移りまして、20款諸収入で5項の雑入、2目の雑入で補正額71万2,000円でございます。説明欄見ていただきますと、社会福祉協議会補助金の返還金ということで、平成26年分の返還金でございます。

それから、3目の過年度収入105万3,000円でございます。これにつきましても過年度収入ということで、平成26年度障害者医療費の精算分でございます。

それから、歳入最後になりますけれども、21款町債の関係で、5目臨財債でございます。これが399万円でございます。これにつきましては、内示によるものでござ

います。

続きまして、歳出お願いいたします。13ページからでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で84万9,000円の補正でございます。説明欄を見ていただきたいと思います。これにつきましては、一般管理費につきましてはマイナーの関係の補正でございます。一般管理費で使用料ということで7万9,000円、これにつきましては番号カードシステムの使用料でございますし、それから社会保障・税番号制度システム整備事業ということで、総額77万円となっております、役務費の関係で43万2,000円、これにつきましては中間サーバーの接続設定に伴う手数料でございます。それから、委託料につきましては、システムの整備委託料ということで33万8,000円でございます。これも番号カードの管理システムの導入委託料でございます。

それから、7目の企画費でございますが、64万9,000円の補正でございます。説明欄にも書いてございますけれども、報償費の関係で、ふるさと寄附金の記念品でございます。若干中身を申し上げますので、よろしくお願いいたします。今年度なかなか去年から比べると申し込みが非常に多く増えておりまして、去年は実績が14件で58万円ほどの寄附の全額でございます。今年は、9月の9日現在で、申請者といえますか、申込者の数が90名を超えております。それから、実際入金をされている方は、今ほど申し上げたのは申し込みです。それから、実際品物を定めて入金されるのですけれども、入金されている方が74名ございまして、金額が実際入っているのが135万8,000円ほど入っております。皆様も町のホームページ見るとふるさと寄附金のほうでさっここで出てきますので、品物も大した品物ではないのですけれども、そんなに多くありませんけれども、なかなか最近やっぱり税の控除も上がっていますし、それから申請も直通でできる、手続もある程度簡単になったという部分で伸びている部分でございます。よそ見ると何億円という話も載っていますし、田上はまだほんの何百万円という話なのですけれども、それでも去年から比べればもう、去年58万円でしたから、これからも相当伸びていくのだろうなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それで、今回の中身なのですけれども、今後の見込みもあわせて補正をさせていただいております。今後の見込みということでコシヒカリが20品、それからなかなかルレクチエが評判でございますし、これからなのですけれども、12月ごろに発送するわけでございますけれども、それがなかなか好評で、毎日のようにファクスで申し込みが来ているのが現状でございます。その部分あわせて補正ということと、

あと10万円以上ということで、町のほうも寄附の設定ございまして、湯田上温泉の旅行券、ペアの旅行券を含めた、あと品物4つぐらい選べるかと思いましたがけれども、そういう中身でも何名か申し込みがありますので、よろしく願いいたします。

それでは、一番下になりますけれども、5項の統計調査費ということで、1目統計調査総務費でございます。補正額1,000円でございます。これは、先ほど申し上げたとおり、あしたにも来るのですけれども、県のほうからの交付がありましたので、それを歳出のほうに充てているということでの補正でございます。

それから、14ページに行きまして、経済統計調査費で2万円をお願いするものでございます。内容につきましては、旅費と、それから消耗品に当たる部分でございます。

産業振興課長（渡辺 仁君） 続きまして、私のほうからご説明申し上げます。

16ページをおはぐりいただきたいと思います。7款1項商工費、3目の観光費でございまして、16万2,000円をお願いするものでございます。これについては、説明欄に記載のとおり、時間外勤務手当ということでございます。これについては、今年度あじさいまつりの新たな事業として、湯のまち巡りというのを企画いたしました。実際に決まったのが今年に入ってからということで、時間外勤務手当のどのくらい出るかというのがなかなか正直わからなかった部分ですが、開催期間が2日間、朝から夕方、夜までということで、長かった部分と、準備になかなか時間外を使ったものですから、今後予定されております温泉まつり等についての時間外勤務手当に不足を生じる見込みであるため、今回補正をお願いするものでございます。

続きまして、4目の湯っ多里館事業費55万2,000円をお願いするものでございまして、事業が2つにまたがっておりますが、湯っ多里館事業で修繕料21万6,000円、それと関連があるのですけれども、湯っ多里館管理その他事業の役務費、手数料ということで9万8,000円、これについては両方関連があるので、一緒にご説明申し上げますが、修繕料については温泉表示の変更ということで3カ所、それと手数料については温泉の成分分析ということでございます。これについては、平成26年度に温泉法の第18条第1項の規定が変更となつてございます。これについては、禁忌症及び入浴または飲用上の注意の掲示等の基準が改正になったということでございまして、これも7月に改正になったのですけれども、県の県民生活・環境部より今年の2月の26日に禁忌症及び入浴または飲用上の注意の掲示等（依頼）により、この掲示の変更期限が示されたものでございます。それで、私どもの温泉については飲用にも利用しておりますので、27年の12月末までに表示を変えてくれというものが出てお

りました。浴用だけだと、もう2年ほどあって29年の12月末までということで、ちょっと飲用に使うほうは早目に変更をお願いしたいということで、今回お願いされたものでございまして、まず修繕料については、その段階で27年度の修繕料、200万円ほど予算を見ていたわけですので、その中で何とかなるだろうということでございましたけれども、今年度に入りまして修繕がばかいっぱい出てきました。ごまどうの湯の三方弁が壊れたのだ、空調の冷媒が漏れたのが2回等々で、今段階で支出も含めて7万円ほどの残しなくなりました。今後も含めてその部分は今回の補正でお願いしたいということで、修繕料、温泉表示、エレベーター上って、渡り廊下を渡って、飲泉口がありますけれども、あの奥にでかい表示があるのですけれども、あの部分と、各ごまどうの湯とあじさいの湯の入り口のところに表示がある、あの3カ所を直す修繕料ということでございます。手数料については、成分分析と先ほど申し上げました。これについては、前回24年にやっておりますので、5年間……

(23年ですかの声あり)

産業振興課長（渡辺 仁君） 23年ですか。5年間有効期限がありますので、当初予算の段階では来年度、28年度で予算を計上してやろうと思っていたのですが、この表示が変わるということで、変えなさいよということでございましたので、ついでにというわけではないのですけれども、今回やっておかないと、また来年もやらないとだめなので、今回補正でお願いして、12月まで間に合わせようということでございますので、よろしく申し上げます。

それと、15節の工事請負費23万8,000円、温度昇温循環ポンプ除毛器取付工事ということで、これも温泉法ではないのですけれども、公衆浴場法第3条第2項の規定で、レジオネラ菌の発生を予防するための対策ということで、今年のこれも2月になってから三条の保健所のほうから衛生立入検査に入りました。これも不定期でございまして、私も担当の諸橋もいたときにはこんなのは入っていないのですけれども、そこで指摘を受けまして、私どもろ過器、源泉から入ってくるのをまず熱交換機で温めて貯湯槽に入れます。これ貯湯槽24トンぐらい入る貯湯槽なのですけれども、それを常時循環させて、また別の熱交換機で温めて、常時貯湯槽の中を39度から40度、40度になっているのですけれども、それで各温泉に送っているということでございまして、その部分をレジオネラ対策で摂氏60度以上に保つようにということだったみたいでございしますが、60度以上に保つと、貯湯槽の中で60度にとくと源泉を温泉に入れるときに加水しないと入れられないということで、これはちょっと無理だということで、その辺でこれによりがたい場合は源湯を消毒するという

ことをございまして、源湯を消毒するために臭素というこのぐらいの、円柱状なのですけれども、直径が3センチ、厚さが2センチぐらいの臭素というのをこの貯湯槽に入れてきたのですが、なかなか循環しないと溶けないということで、いろいろと試行錯誤をして、ヘアキャッチャー、これ除毛器ということなのですけれども、それを取りつけて、源泉の中で熱交換しているところにヘアキャッチャーをつけて、そこに投入して、貯湯槽の消毒というかをやろうということで、業者の方と最終的に打ち合わせして、それでいけるのだろうということで、今回その工事をお願いするものでございます。ちょっと話が長くなりましたが、よろしく申し上げます。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、8款を説明しますが、17ページ、1ページおはぐりください。

中段になりますが、8款土木費、1項道路橋梁費、2目の道路維持費でございますが、110万円の補正をお願いするものでございます。その内容でございますが、道路維持その他事業のところの12節役務費、手数料、ごたぶんに漏れず立ち木の伐採手数料でございます。10万円補正をお願いするもので、今後不足が見込まれるためということでよろしくお願ひしたいと思ひます。直営でもかなり小さいものは切るのでございますけれども、町有地の立ち木の枝とか木の始末にかかる費用でございまして、大きいものになるとやっぱり専門の方にお願ひしないとちょっとできないものですから、10万円をお願いするものでございます。

次に、道路維持その他工事事業で100万円、11節の需用費で100万円をお願いするものでございます。これは、道路修繕の絡みで、側溝の腰折れや、舗装の穴があいたものを修繕したり、路肩の修繕や防護柵の当て逃げをされたものの修繕費が今後不足が見込まれるため、100万円をお願いするものでございますので、よろしくお願ひします。

次に、8款土木費、2項河川費、1目河川総務費でございまして、120万1,000円をお願いするものでございます。19節の負担金補助及び交付金のところでございまして、これバイパス関連の絡みでございまして、中店排水路整備工事負担金ということで120万1,000円の補正をお願いするものでございまして、中店排水路は旧入倉肉屋さんから田上駅を通過して富士見団地を通過して、バイパスを通過して、西側に抜ける排水路でございまして、そのうちバイパスから西側のLイコール90メートルを整備する工事に対する負担金でございます。事業主体が新津郷土地改良区でございまして、当初は、事業費が700万円ほどでございまして、国が2分の1、町が残りの2分の1ですから、4分の1、土改さんが4分の1で、計100%で行うものでございまして、

たが、先ほども下水道事業で言われたとおり、国の補助金が満額つきませんでした。当初見込みの45%ぐらいしかつかなかったものですから、これは単年度事業でございいますので、その負担割合に応じた120万1,000円を不足分ということでお願いするものでございいます。したがいまして、最終的には国が20%、町が40%、土改さんが40%という負担割合になります。これは、次年度に繰り越すことができないものですから、単年勝負の仕事でございいますので、そういうことで、ただ町としましては町単独でやるよりは国費をもらったり、土改さんの負担も求めたりということで行う工事でございますので、したがいまして町の不足分が120万1,000円ですから、最終的には290万2,000円の既定額に120万1,000円をお願いするものでございいますので、410万3,000円かかるということになろうかと思ひます。

それから、18ページでございいますが、都市計画総務費ということで4万3,000円補正をお願いするものでございいます。これについては、都市計画審議会をもう1回開いてございまして、もう一回2月か3月に開く必要があるため、不足分をお願いするものでございいますので、よろしくお願ひします。4万3,000円をお願いするものでございいますので、よろしくお願ひします。

以上でございいます。

総務課長（今井 薫君） 続きまして、9款でございいます。消防費の関係です。4目の防災費の関係で34万2,000円の追加でございいます。内容につきましては、自主防災の絡みで、地区のほうから防災士の育成ということで、町も今年から始めていきますということでお話ししてあるところでございまして、今回、今年度は10人の方から参加をいただきました。結果は、まだ試験がありますので、終わっているかと思ひますけれども、その発表が個々に行っているものですから、まだ集計していませんけれども、多分全員受かったのではないかなんて思ひていますけれども、これにつきましてはあくまでも町から4分の3補助ということでなっております。地区の防災リーダーを育成していくという意味で、4分の3補助を適用させていただいて、この防災士育成に努めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それから、最後に第2表ということで、地方債の補正でございいます。ページが8ページになります。先ほど歳入の一番最後でも町債の話をさせていただきましたけれども、臨財債の関係で内示により限度額をプラス399万円増やした部分で変更にしたという部分でございいますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。

では、説明が終わりました。質疑のある方どうぞ。

2番（笹川修一君） 歳入でなのですけれども、12ページ、社会福祉協議会の補助金の返還金ということだと、これは昨年度社協のほうで収支決算して余ったものが戻るといふ考え方でいいのでしょうか。ちょっとそれを教えてください。71万2,000円ということだと、返還されて歳入に今年度なっております。それについて。

総務課長（今井 薫君） 基本的にそういう考え方でよろしいかと思えますけれども、あくまでも町が出した、補助した額に対しての26年度の精算を行って、余った部分を返してもらうということで、今回精算してもらったということです。

2番（笹川修一君） では、社協としては収支決算はスムーズにいつているという、逆にそれだけ余剰というかがあったということによろしいのでしょうか。私、社協を先回行ったときに取りこぼしがあったって昨年度はマイナスになっていて、取りこぼしながらやっていて、なかなか厳しいのですという内容だったものですから、どうもちょっと話が違っているようなので、それについてどうなのか。社協の金額というのは、1軒ずつ500円ずつ集めて社協の分と、あとは介護から、介護保険ですね。それと、身障者からのものと3つのもので収入を賄って、そこにプラスして町から出しているというのが社協だと私は理解しているのですけれども、その部分でどこの分が余っているのか。今後についてどうなのかというのは、ちょっと私も疑問に思ったもので、それちょっとお聞きしたいと思ひまして。

総務課長（今井 薫君） 私もちよつと詳しくは忘れましたが、町が出しているのは人件費の部分なのです。特に一般事務の関係になります。介護は介護で、また別の収入が入ったりしますので、当然そちらのほうには出しませんので、一般事務に対する人件費の部分で補助しております。ちよつと人数は何人分とか、この人の分だといふのはちよつと私も忘れましたが。

（何事か声あり）

総務課長（今井 薫君） 事務局が3人、それから福祉活動専門員といふのがおひまして、これが1人分、それから高齢者福祉活動事業でも1人分といふ、あとボランティアセンターといふのが、向こう持っているのですけれども、これは1人分といふわけにいかないもので、50万円といふことで年間、常勤ではありませんので、50万円を町のほうから補助しております。人数的には5名プラス50万円といふふうな形で町から補助を出しております。

2番（笹川修一君） 建物といふのは、社協の建物、または車とかあれは町が出しているといふ話聞いたのですけれども、それについての補助は別に考えていないわけで

すか。人件費だけで考えてよろしいのですか。

ちょっといいですか。建物は町の建物ですよ。社協だけのもう個別な持ち物ではなくて、町が建てて、車も町とか、全部町がつくってやるということで私聞いていたものですから、それと人件費とはまた別個になっていると思うのですけれども、それに対して補助を出しているのか。あとは介護とか身障者のものとは別個の収支になりますから、それについて町がどこまで出せるかという、そこで余剰金が残ったから戻ってきたという考えでよろしいのかどうか、そこをちょっと確認をお願いします。

総務課長（今井 薫君） 建物は、確かに町の建物で、無償で貸してあります。管理してもらっている部分もありますけれども。あと、車の関係が、昔というか、ちょっと前の話になりますけれども、社協から頼まれてバスなんか、今は新しいバス、社協自身で買っている部分がありましたけれども、前は町から補助を出したりという部分でお願いされて、首長のほうに来られましたので、出してくれやと言われれば出さざるを得ない部分もありますので、今はほとんど自分の社協の車になっております。前は、そういう補助を出したりしてやったことがあります。今は、もう社協は社協でやっているものがほとんどでございます。

6番（椿 一春君） 私もこれ今質問しようと思っていたのですが、これどうも人件費とかが1,200万円だか毎年行っているのですが、それでなくて、何かの町の社協に事業として単独の何か事業でやった精算金であると思うのですが、それがもしどういふ事業の補助金の返還なのかと思って、それ今聞こうと思ったのですが、もしわかったら教えてください。

総務課長（今井 薫君） 私が今申し上げているとおりの人件費なのです。事業で、悪いのですけれども、売り上げがあつて、余ったから返すなんていう話ではない。あくまでも人件費の補助を出している部分なので。ちょっと町が出しているのは、人件費という意味で出しています。

2番（笹川修一君） 歳出で湯っ多里館の事業なのですが、これから来週から昨年度についてやるのですけれども、昨年度9,800万円プラス補正を組んで1億4,800万円ということで昨年度かかっているわけなので、それで先ほどの事業というの、保健所が来たからとか、もろもろ来てわかったということなのですけれども、余りにも多額な金額が昨年度はかかっていますよね。昨年度の湯っ多里館事業で、いろいろ工事とかもろもろ、今後のことあるのですけれども、今まで補正も組んだり昨年していますから、補正組んで1億5,000万円、ちょっと切れたと思うのですけれども、

それはまた来週やりますけれども、要はそこで組んでいるのですから、ある程度は予測して、今後……かかったものは仕方がないとして、工事がこれからそれごとに出てくると、何のためにあれだけの金額をかけたのだということはやっぱり町民から言われると思うのです。ですから、それについてどうしても償却するのは仕方ないとしても、あくまでもそこで本来昨年度しなくてはいけなかった部分だと私は……というか、ある程度町民の人は思うわけです。ですから、それは補正が何で組まれるのかというか、やっぱりそれは多少仕方ないというのもありますけれども、それを考えたうえで組んでいかないと、やっぱり多額な金が常に、それとまたもう委託しているのですから、そのこのほうで賄ってもらえないのかというのも出てくると思いますので、その金額の部分がずっとでは全て町が出していかなくてはいけないのかというのが、また出てくると思うのです。だから、要は昨年度多額の金額をかけた分だけ、補正を組んだ分だけのメリットとして、逆にデメリットなのですけれども、ある程度計画で、ここはどうしても仕方ないですというのがわかっていれば違います。先ほど大きな工事ですよ。5年間かけてとか、そんなのあるのですけれども、それはもう湯っ多里館についてはそんなのないと私は理解しているのですけれども、それでもどうなのかという、非常に素朴な疑問なのですけれども、それお答えください。

産業振興課長（渡辺 仁君） 笹川委員の言われている多額の工事というのは、リニューアルの部分のことを指しているのかもしれませんが、今回ののはリニューアルとかとは関係なく、要は温泉法が変わったためにやむなく掲示の部分を変えるとか、その変える部分も、あと成分分析も来年やればいいところを1年前倒したほうが効率的に今回一緒にやってしまえるということでございますので、言われている昨年のかい工事費の補正をしてまでやった部分とは切り離して考えていただかないと、今回ののはだめなのかなと。計画的に出てくるものでもないですし、たまたま温泉法が変わっただの、公衆浴場法が変わって、保健所の立入検査で指摘を受けた部分でございますので、これは昨年のもとはまた切り離して考えていただかないとだめな部分でございますので、よろしくお願いします。

2番（笹川修一君） 私は、今回はいいのですけれども、要は今後についても同じ……ということは後は大きな工事というか、個別の何十万円単位とか、そういう工事というのはないと考えてよろしいのでしょうか。突発事故で故障したのは、それは仕方ないですけれども、要は私が言いたいのはわかる、どうしてもこれ必要ですよというのが年間何年間でかけてどうしても必要な部分とか、突発事故と別ですけれ

ども、先ほどは、今言ったのは保健所からのものでも突発事故のうちに私入る、それは法令上仕方がない部分で、やらざるを得ないというの、それはいいと思っ
ているのです。ですから、要は今後についてのそういう事故でそれがないと、あれだけ
かけたのだから、今後そういう大きな工事というか、個別の大小の、ここまでして
補正も組まなくてもいいようにずっとなっていくのかどうかをちょっとお聞きした
いものでして。

産業振興課長（渡辺 仁君） おっしゃることはよくわかりました。要は修繕につ
いては、町が直接管理していようが、指定管理者に管理をお願いしていようが、修繕
というのはどうしても出てくるものです。それで、指定管理者に全部任せるのでは
なくて、持ち主は町ですので、まず修繕料出すのは町が出すのが普通。使い方がひど
くて壊してしまったとか、故意にやって壊したというのであれば、それはしようが
ないのですけれども、通常の範囲ですずっと使っていて、経年劣化での修繕料が出
てくるだのという工事をするということは町の責任でやるということでございます
ので、その分は見ます。ただ、一々全部、水道がちょっと漏れていて8,000円かかり
ましたとかというのまで私どもが伝票切っていたのでは任せた意味がないので、あ
らかじめ算定の中に、指定管理者の算定の中に歳出の部分で240万円ぐらいでしたか、
このぐらいは細かいので20万円以下の修繕料を毎年足していくとそのぐらいの金額
になりますよということでもう算定の中に見てあるのです。ですので、細かい20万
円以下の修繕はとりあえず指定管理者から出していってもらって、その240万円に達
さない部分は精算はしないのですけれども、超えてしまっ、300万円も出てしま
いましたよといった部分は年度末に精算させていただくような形にさせていただ
いております。要は持ち主は町ですので、再々申し上げますけれども、修繕につ
いてはやはり町がやるべきだろうということで、今回ののも出てきておりますので、ご理
解いただきたいと思います。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） いいですか。ほかにありませんか。

最後、では私のほうで、消防費の防災士10人というのは、当初予算でも何人分
か見ていたのでしたっけ、これは。全部行っているのが10人でしたか。

総務課長（今井 薫君） 当初予算では見ておりません。要するに見れないのです。途
中で、当初予算が見ていないというのはわかっているからあれなのですけれども、
それまだ新年度入ってからお話をし、自主防のほうに総会を開いていただいて、
こういうことがあるのだけれども、ぜひ参加してみませんかということで声かけた
のは今年度入ってからのものですから、当初予算では全然載ってありません。今回

の補正でお願いするということです。

2番（笹川修一君） 21ページの教育費、学校給食施設費というので……

（そこは……の声あり）

2番（笹川修一君） ごめん。すみません。失礼しました。勘違いしました。

5番（今井幸代君） 防災士なのですけれども、私の知っている方も何人が受験をされて、合格の通知をいただいたなんていう声も聞いているのですけれども、町として各地区、各区もありますけれども、およそどれぐらい防災士の育成、各地区に1人は最低行っていただきたいのだとか、町のほうでこれぐらいはというような考えというのがもしあればご説明いただきたいなと思いますけれども。

総務課長（今井 薫君） 大きい地区、小さい地区ございますけれども、小さい……100%自主防をつくっていますので、とりあえずは最低1人は出していただきたいと。あとは、大きい本田上とか、大きな地区もありますので、あとはもう一人ぐらいとか2人とか長く……

（各地区一、二名というの声あり）

総務課長（今井 薫君） はい。とりあえず1年目なので、無理も言えませんので、なかなか、そういうことで、町が全額出すわけではありませぬので、あくまでも4分の3補助で、個人の資格になるものですから、この資格は。町の職員も1人今回行っておりますので、合格ということで結果聞いておりますけれども、町の職員も誰か行けということで、今回取らせていただきましたけれども、今ほど……

（今何人いるんでしたっけの声あり）

総務課長（今井 薫君） 防災士ですか。

（はいの声あり）

総務課長（今井 薫君） 前に取っている方が、私1人しか知らないのです。

（1名の声あり）

総務課長（今井 薫君） 私が知っているのは。

（3人ぐらいいるな。集計していないということだの声あり）

総務課長（今井 薫君） 3人ぐらいいるそうです。私、1人しか知らないのですけれども。

（そうらしいとの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

では、なければ質疑を終わりたいと思います。

では、討論、採決したいと思いますが、最初にでは議案第43号についてご意見のある方。

なければ、議案第43号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認め、決定いたしました。

次に、議案第44号についてご意見のある方は。

なければ、議案第44号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

それでは、それぞれ付託された議案の質疑、討論、採決終わりましたので、これで終了したいと思います。

執行側の皆さん、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

午前10時10分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成27年9月11日

総務産経常任委員長 熊倉正治